

# 生徒心得

福岡県立三池工業高等学校 定時制課程

三池工業高等学校定時制課程の生徒として、一般教養ならびに工業に関する基礎的・基本的な知識と技術の習得を目指すとともに、「凡事徹底」を図り、学校生活の中で自分のすべきこと、守らなければならないことに対して一生懸命に取り組んでください。【個性尊重】【自覚努力】【自学自習】【創作工夫】【知恩感謝】の校訓を根幹とする本校の伝統を受け継ぎながら、社会的自立の基盤となる学力・体力・豊かな心を育み、社会に貢献できる人材を目指して、日々の学校生活を過ごしましょう。

## 1 挨拶

- (1) 教師や仲間に対し、お互いに敬愛の念を持ち、清々しい挨拶をすること。
- (2) 外来者には、本校生徒として、礼節をもって挨拶と応対をすること。
- (3) 職員室や事務室等に入出入りする際は、適切な挨拶をすること。

## 2 服装

- (1) 気品のある服装・頭髪を保つよう心掛けること。
- (2) 運動靴や実習服の着用等、授業や学校行事の活動に相応しい服装をすること。
- (3) 式典等においてはスーツ等、その場に相応しい服装を着用するよう努めること。

## 3 登下校

- (1) 始業時間に遅れないよう余裕を持って登校すること。
- (2) 登校後は、学級担任の許可なく無断で校外へ出ない。
- (3) 自動車、原動機付自転車、自転車での通学は、交通法規を遵守すること。
- (4) 生徒が運転する乗り物には同乗しないこと。

### ア 許可制

- (ア) 通学に要する自動車、原動機付自転車、自転車の改造は許可しない。
- (イ) 自動二輪の通学は許可しない。
- (ウ) 通学に使用する原動機付自転車の排気量は50cc以下とする。
- (エ) 自動車、原動機付自動車、自転車を通学に使用する場合は許可を得ること。また、自動車、原動機付自転車の通学者は自賠償保険の他、任意の賠償保険に加入し、通学許可願に写しを添えて提出すること。
- (オ) 自転車通学者は任意の賠償保険に加入すること。
- (カ) 常に安全運転を心掛け、シートベルトやヘルメットを確実に着用すること。

### イ 校内通行

- (ア) 通行できる場所に限り、十分安全だと判断できる速度で走行することはできるが、決して自動車、原動機付自転車、自転車を乗り回さないこと。
- (イ) 原動機付自転車は、校門前の坂を除く校内において必ずエンジンを切り押して移動すること。
- (ウ) 自転車は、校内では押して移動すること。
- (エ) 自動車、原動機付自転車、自転車の通学者は校門前及び坂下で必ず一旦停止をすること。
- (オ) 自動車の空ぶかし等は禁止する。

### ウ 駐輪・駐車

- (ア) 定められた場所に駐輪と駐車をすること。

### エ その他

- (ア) 交通違反や事故を起こした場合は、直ちに学校に連絡すること。
- (イ) 自動車、原動機付自転車、自転車の貸借は禁止する。
- (ウ) 交通手段を含め、その他変更があった場合は速やかに生徒指導部へ届け出ること。

#### 4 生活及び学習

(1) 定時制の生徒に誇りを持ち、規則正しい生活を維持しながら、学業及び勤労に励むこと。

##### ア 携帯電話、スマートフォンの使い方

(ア) 日常生活と同じように、ネット上でもルールやマナーを守ること。

(イ) インターネットの向こうにいる相手の人を思いやること。

(ウ) メール等は、目の前に人がいると思って利用すること。

(エ) 情報を正しく判断すること。

(オ) 安易に自分と他人の写真や住所、電話番号等の個人情報は発信しないこと。

(カ) 無断で雑誌等の文章や写真、キャラクターを掲載しないこと。

(キ) SNS等を利用する際は、嘘の情報を流したり、誤解を与えたりしないこと。

(ク) ネット依存（スマホ依存症も含む）にならないよう心身の健康に気を付けること。

(ケ) トラブルに巻き込まれたときは、すぐに保護者や担任等に相談をすること。

(2) 携帯電話、スマートフォン、イヤホン等の使用は公共のマナーや授業規律を守っている場合のみ許可するが、それ以外は使用せず学校生活に専念すること。

(3) 校内外を問わず、常に身の回りの整理整頓を心掛けること。

#### 5 考査

(1) 出席番号順または指示された座席に着席すること。

(2) 携帯電話、スマートフォンの電源を切り、イヤホン等も含め使用しないこと。

(3) 試験上の注意事項を遵守すること。

#### 6 公共物の使用

(1) 校舎、校具、運動具その他の公共物を大切に使用すること。

(2) 校舎内の施設や道具を使用する際は、係教師の許可を得ること。

(3) 破損、紛失したときは、直ちに係教師に連絡し、そのままにしないこと。

#### 7 清掃及び整頓

(1) 常に身の回りの整理整頓を心掛け、清掃時間は責任をもって担当場所の清掃をすること。

(2) 生徒昇降口から出入して、靴は下足箱に入れること。校舎は土足厳禁とし、学校指定の上履きを使用すること。

#### 8 特別指導

次の行為について、教育上必要と認められる場合は特別指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

ア いじめ

イ 暴力・脅迫・威圧・強要行為

ウ 刃物等危険物所持

エ 建造物・器物破損

オ 薬物等乱用

カ 窃盗・万引き

キ 道路交通法違反

ク 20歳未満の飲酒・喫煙

ケ 誹謗中傷・個人情報漏洩等の嫌がらせ行為

コ わいせつ行為

サ その他、法令・法規に違反する行為

(2) 本校の規則等に違反する行為

- ア いじめ
- イ 教師に対する暴力・暴言等
- ウ 暴走行為等の反社会的行為
- エ 喫煙同席・喫煙準備行為（煙草、電子煙草類、ライター等の所持）
- オ 校内における飲酒・喫煙
- カ 整備不良車や改造車等で通学
- キ 家出・深夜徘徊及び蟻集行為
- ク 生徒が運転する乗り物の同乗
- ケ 考査における不正行為又は不正と疑われる行為
- コ 度重なる無断欠席、遅刻、早退、その他著しく学業を怠った行為
- サ 登校後の無断外出と無断早退
- シ その他、指導に従わない等、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

※指導方法

- ・退学
- ・停学
- ・訓告
- ・説諭

9 男女交際

- (1) 互いに思いやりをもって、公明で健全な交際をすること。
- (2) 時と場をわきまえた行動をとること。

10 刊行、掲示、放送

- (1) 学校内外での印刷物等の掲示、配布は教師の許可を得ること。
- (2) 放送機器の使用は教師の許可を得ること。
- (3) 校内における政治や宗教に関する活動等を行ってはならない。

11 義務及び厳禁事項

- (1) 校納金等の納入金は、必ず期日までに納入すること（毎月20日）。
- (2) 欠席、遅刻、早退は、必ずその理由を学級担任へ届けること。
- (3) 図書室では静粛を保ち書物等は大切に扱うこと。
- (4) 次の行為は厳禁とする。
  - ア 特別指導に当たる行為。
  - イ 校内で不要なものや危険なものの所持、使用（ゲーム類、漫画、用途不明の高額金、刃物等）が発覚した場合、預かることもある。預かった物は保護者を通じて返却する。
  - ウ 午後10時以降の徘徊。
  - エ 18歳未満の遊技場等への出入。
  - オ 保護者の許可がない外泊。

12 その他

- (1) 放課後、使用した教室等の後始末と戸締まりを必ず行うこと。
- (2) 下校時間を守り、許可なく校内に居残りをしないこと。
- (3) 拾得物や紛失物は学校に届けること。
- (4) 家庭生活においては次のように心掛けること。
  - ア 計画的な家庭学習をすること。
  - イ 可能な限り就労すること。
- (5) 社会生活においては、三池工業高等学校定時制の生徒であるという自覚を持ち、社会の一員として責任ある行動をすること。